

市の創業支援の取り組みについて

- 本市の創業支援事業計画が国の認定を受けました -

市では、創業支援機関（日本政策金融公庫佐野支店・佐野商工会議所・佐野市あそ商工会）などを繋ぐネットワークを構築し、一体となって創業支援にあたるため、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、5月20日に国の認定を受けました。

創業支援機関などとの連携を強化し、創業までのステップに応じたさまざまな相談内容や要望に効果的に対応していきます。

【市の創業支援の取り組み】

窓口などでの創業相談	関係支援機関や各種支援制度を紹介します。
チャレンジフロア	本格的に市内で開業する前に、まちなか活性化ビル「佐野未来館」3階のフロアをチャレンジショップとして利用できるスペースとして提供します。 ※施設利用料、光熱費無料 ▶対象業種＝物品販売業、飲食店など ▶利用期間＝原則6カ月以内
市制度融資	創業にかかる事業資金を調達するために佐野市中小企業開業資金を取り扱っています。 ▶融資限度額＝500万円 ▶融資期間＝5年以内 ▶融資利率＝1.5%（3年以内）、2.0%（5年以内）

お気軽にご相談ください。■問合せ＝商工課 ☎(61)1192

創業塾を開催します

経営や財務の基礎知識から具体的な事業計画の作成まで、全10回の講座を通して創業のノウハウを学ぶことができます。

創業塾は創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業ですので、既定の回数を受講し、市より証明書の発行を受けた修了者は、登録免許税の軽減措置や信用保証枠の拡大などの特例が適用となります。

▶日時＝9月11日(金)～10月23日(金)の間、全10回 各日午後6時30分～9時30分

▶会場＝佐野商工会議所

▶対象＝創業に関心のある方、創業を本格的に目指している方、創業後間もない方など

▶講師＝石井克幸さん(中小企業診断士)ほか ▶定員＝先着30人 ▶費用＝5千円(教材費込)

▶協力期間＝日本政策金融公庫佐野支店、栃木県信用保証協会

■申込＝佐野商工会議所 ☎(22)5511

創業支援のための個別無料相談会

▶日時＝8月19日(水)・9月16日(水)・10月21日(水)各日午後1時～5時(1人80分程度)

▶会場＝佐野商工会議所

▶対象＝これから創業を予定(計画)している方、創業後5年未満の小規模事業者など

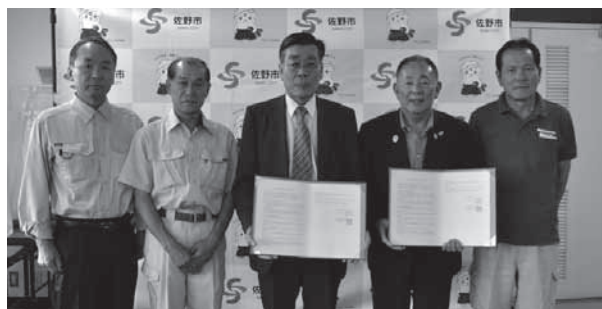
▶講師＝税理士 ▶定員＝各日3人程度 ▶費用＝無料

■申込＝佐野商工会議所 ☎(22)5511



栃木県電機商業組合佐野支部と協定を締結

「家電リサイクル対象品」の処分方法が増えました



7月1日、市は栃木県電機商業組合佐野支部と協定を締結しました。この協定により、買い替え以外の場合で購入先がわからない家電リサイクル対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を、右表の協力店でも引き取ってもらえることとなりました。

これまで、買い替え以外の場合で購入先がわからない家電リサイクル対象品を処分するには、排出者自身が郵便局でリサイクル料金を納入後、指定の引き取り場所へ自己搬入するか、市に収集・運搬を依頼する方法でしたが、新たに協力店に引き取ってもらう方法が加わりました。

※ご利用時には、必ず「家電リサイクル券排出者控」をもらうようにしましょう

※引き取りにはリサイクル料金と収集運搬料金がかかります。料金などは直接お問い合わせください

家電リサイクル対象品をトラックで回収または空き地で受け取りをしている業者は無許可の違法業者の可能性があります。これらの業務を利用することは不法投棄などの原因となりますので、十分注意してください！

■問合せ＝クリーン推進課 ☎(23)8153

【協力店一覧】※住所順

店名	所在地	電話番号
藤倉電気(株)	大橋町2066	(22) 5131
青山デンキ	若松町5	(22) 2559
岩崎電気商会	上台町2019 - 3	(23) 1539
アオキデンキ	若宮上町2 - 1	(24) 8220
采沢電機商会	犬伏中町2159	(22) 2830
(株)二エダ	浅沼町70 - 15	(22) 6758
野沢電化	出流原町1059 - 1	(25) 2292
ヤマグチカデン	田沼町895 - 1	(62) 5500
小池ラジオ商会	栃本町1556 - 1	(62) 1281
谷電器	栃本町1751	(62) 0131
安藤電気	長谷場町751 - 6	(67) 1156
関沼無線電気商会	下彦間町207	(65) 0776
(株)萩野電気	葛生東2 - 3 - 16	(85) 2130

地籍調査に着手しました

■問合せ＝用地課 ☎(61)1169

市は今年度から新たに地籍調査に着手しました。今年度は植上町の一部(下記図)で調査を実施します。今後、区域内の地権者や隣接地の地権者に立ち合いを依頼しますので、ご協力をよろしくお願いします。

●地籍調査とは？

土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。地籍調査が行われることにより、その成果は法務局にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることになります。

このため土地取引の円滑化や、土地に関するトラブルの防止、迅速な災害復旧などに役立ちます。※地籍調査の具体的な内容は、市ホームページをご覧ください

